



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 22 日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町徳万362番地

氏 名 トーハク解体有限会社

代表取締役 加登脇 和子

電話番号 0858-53-6555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トーハク解体有限会社
事業場の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町徳万362番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	昨年度の元請完成工事高 91,265 千円
③ 従業員数	19 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>建設工事・解体工事に伴う産業廃棄物の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家処分(安定型最終処分-埋立、中間処理(焼却)--木クズ類) ・ Co殻 自家破碎 → 再生骨材として再資源化 ・ Co殻・As殻 再生処理業者へ委託 → 再生骨材として再資源化 ・ 自社で処理出来ない → 委託契約により処理

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) Co殻については、民間工事に置いて、少量の場合は、自社の破砕機で破砕し、再生利用を行っている。が、数量が多量の場合・公共工事に置いては、マニフェストの発行を要請される為、処理業者との間に委託契約により処理、As殻については、委託処理を行い、再生処理を行う。 木くず(残材)は、焼却により縮減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

産業廃棄物の分類に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 民間工事の場合は、委託業者の間に年間契約を行い分別処理を行う。 公共工事の場合は、委託契約を結び、分別処理を行っている。
②計画	(分別分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上 今後も徹底した、分別処理を心掛ける。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	Co殻	木クズ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) Co殻 --- 破砕機による破砕（自家処理） 木クズ --- 焼却処分(自家処理)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投棄処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物を分別し、自家処理施設(安定型処分場)に許可品目のみ埋立		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社で処理出来ない物は、委託契約により 処理 委託後の処理状況を manifests のE表で最終処分が完成したことを 確 自社で処理出来ない物は、委託契約により 処理		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>可能な限り、再生利用業者に委託している。</p> <p>利用出来ない物は、委託契約により、マニフェスト管理を行い適正に処理を行う。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業場種類」の欄には、日本標準産業分類を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から、(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

